

第1号議案

2020年度特別会費の請求について  
(案)

定款第55条に定める特別会費について、2020年度分を、下記のとおり請求する。

記

- ① 請求対象：2020年4月1日時点の一般送配電事業者たる会員10者  
② 請求金額：定款第55条第2項の規定に基づき、下表のとおり（単位：千円／消費税不課税）

請求対象	請求金額（千円）
北海道電力ネットワーク株式会社	361,205
東北電力ネットワーク株式会社	971,463
東京電力パワーグリッド株式会社	3,415,119
中部電力パワーグリッド株式会社	1,610,014
北陸電力送配電株式会社	352,741
関西電力送配電株式会社	1,709,607
中国電力ネットワーク株式会社	722,410
四国電力送配電株式会社	321,000
九州電力送配電株式会社	1,034,946
沖縄電力株式会社	81,924

- ③ 請求書：別紙のとおり

<参照条文>

○定款（抄）

（特別会費）

第55条 一般送配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。

**【添付資料】**

別紙：2020年度特別会費請求書

※別紙については、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

以 上